

令和 7 年第 5 回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

目 次

議第 7 7 号	瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 7 8 号	瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 7 9 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 8 0 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 8 1 号	瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 8 2 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 8 3 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議第 8 4 号	瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	1 9
議第 8 5 号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 8 6 号	瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 8 7 号	瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
議第 8 8 号	瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議第 8 9 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 9 0 号	岐阜県市町村会館組合規約の変更について……………	2 7

議第 9 2 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について……………	2 8
議第 1 0 2 号	市道路線の認定について……………	2 9
議第 1 0 3 号	行政区域を越える市道路線の認定の承諾について……………	3 0
議第 1 0 4 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）	} 別冊
議第 1 0 5 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	
議第 1 0 6 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 0 7 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議第 1 0 8 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	

【制定趣旨】

【改正内容】

【施行目】

【新旧对照表】

-1-

議第78号 瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

公示送達がデジタル化されることにあわせ、告示等をインターネット上で閲覧可能とすることとし、条例の公布等を行っている掲示場を市役所前の1か所とするため、条文の整備を行う。

【改正内容】

条例の公布等を行う掲示場を市役所前の1か所とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧														
第1条 (略) (条例の公布)	第1条 (略) (条例の公布)														
第2条 (略)	第2条 (略)														
2 条例の公布は、 <u>市役所前</u> の掲示場に掲示してこれを行う。	2 条例の公布は、 <u>別表</u> の掲示場に掲示してこれを行う。														
第3条～第6条 (略)	第3条～第6条 (略)														
	<u>別表 (第2条関係)</u>														
	<table><tr><th>掲示場</th><th>位置</th></tr><tr><td>瑞浪市役所掲示場</td><td>瑞浪市上平町1丁目1番地</td></tr><tr><td>日吉コミュニティーセンター掲示場</td><td>瑞浪市日吉町4093番地の2</td></tr><tr><td>釜戸コミュニティーセンター掲示場</td><td>瑞浪市釜戸町2673番地の1</td></tr><tr><td>陶コミュニティーセンター掲示場</td><td>瑞浪市陶町猿爪405番地の1</td></tr><tr><td>稲津コミュニティーセンター掲示場</td><td>瑞浪市稲津町小里697番地の1</td></tr><tr><td>大湫掲示場</td><td>瑞浪市大湫町422番地の1</td></tr></table>	掲示場	位置	瑞浪市役所掲示場	瑞浪市上平町1丁目1番地	日吉コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市日吉町4093番地の2	釜戸コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市釜戸町2673番地の1	陶コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市陶町猿爪405番地の1	稲津コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市稲津町小里697番地の1	大湫掲示場	瑞浪市大湫町422番地の1
掲示場	位置														
瑞浪市役所掲示場	瑞浪市上平町1丁目1番地														
日吉コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市日吉町4093番地の2														
釜戸コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市釜戸町2673番地の1														
陶コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市陶町猿爪405番地の1														
稲津コミュニティーセンター掲示場	瑞浪市稲津町小里697番地の1														
大湫掲示場	瑞浪市大湫町422番地の1														

議第 7 9 号 瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

大湫公民館の調理実習室に冷暖房設備を整備したことに伴い、使用料を定めるため、別表の整備を行う。

【改正内容】

大湫公民館の調理実習室の冷暖房の使用料を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新											旧												
本則（略）											本則（略）												
別表（第12条関係）											別表（第12条関係）												
区分		使用料（円）								付属設備		区分		使用料（円）								付属設備	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	延長1時間につき	冷暖房1時間につき	午前9時から正午まで					午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	延長1時間につき	冷暖房1時間につき				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			
釜戸公民館	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	—	釜戸公民館	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）			
	調理実習室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	1,000		—		調理実習室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	1,000		
大湫公民館	多目的ホール	1,500	1,920	2,130	3,130	3,650	5,000	800	1,000	—	多目的ホール	1,500	1,920	2,130	3,130	3,650	5,000	800	1,000	—			
	研修室	800	1,000	1,210	1,620	2,020	2,700	400	300		研修室	800	1,000	1,210	1,620	2,020	2,700	400	300				
	和室	800	1,000	1,210	1,620	2,020	2,700	400	300		和室	800	1,000	1,210	1,620	2,020	2,700	400	300				
	調理実習室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	1,000		調理実習室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	1,000				
備考											備考												
1～7（略）											1～7（略）												
8 冷暖房料及び延長料を算定する場合に、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。											8 冷暖房料及び延長時間を算定する場合に、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。												
9（略）											9（略）												

議第 8 0 号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 8 号）により準法定事務が規定されたことに伴い、個人番号の利用範囲に係る条文の整備を行う。

【改正内容】

別表第 1 及び別表第 2 から、市長が行う生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務についての規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新

本則（略）

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 ～ 2 (略)	(略)
3 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 (略)	(略)

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準ずる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護（外国人）関係情報」という。）であって規則で定めるもの

旧

本則（略）

別表第 1（第 4 条関係）

機関	事務
1 ～ 2 (略)	(略)
3 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 (略)	(略)

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準ずる保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護（外国人）関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの			給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	
2	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの	2	市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (略) 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの	3	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの 医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (略) 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

4	削除		
5	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの (略) 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「母子及び父子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの (略)
7	市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
8	削除		

4	市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの (略) 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「母子及び父子家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの (略)
7	市長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に	生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの

					児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	
9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号_____）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの（略）		9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの（略）
10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの		10 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
11～13（略）	（略）	（略）		11～13（略）	（略）	（略）
14 市長	障害者の日常生活及び	生活保護（外国人）関係情報であって規則で		14 市長	障害者の日常生活及び	生活保護（外国人）関係情報であって規則で

	社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
15 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報 （以下「児童手当関係情報」という。） であって規則で定めるもの
16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報 （略）
17 （略）	（略）	（略）
18 市長	瑞浪市福祉医療費助成	（略） 地方税関係情報であつ

	社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
15 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報 （以下「児童手当関係情報」という。） 生活保護（外国人）関係情報 であって規則で定めるもの
16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報 （略）
17 （略）	（略）	（略）
18 市長	瑞浪市福祉医療費助成	（略） 地方税関係情報であつ

に関する条	て規則で定めるもの
例による母	児童扶養手当法（昭和
子家庭等の	36年法律第238号）によ
母及び児童	る児童扶養手当の支給
並びに父子	に関する情報
家庭の父及	
び児童に対	_____であって規
する医療費	則で定めるもの
の助成に関	乳幼児等医療費助成関
する事務で	係情報であって規則で
あって規則	定めるもの
で定めるも	（略）
の	住登外者宛名情報であ
	って規則で定めるもの

に関する条	て規則で定めるもの
例による母	児童扶養手当法（昭和
子家庭等の	36年法律第238号）によ
母及び児童	る児童扶養手当の支給
並びに父子	に関する情報（以下「児
家庭の父及	童扶養手当関係情報」
び児童に対	という。）であって規
する医療費	則で定めるもの
の助成に関	乳幼児等医療費助成関
する事務で	係情報であって規則で
あって規則	定めるもの
で定めるも	（略）
の	住登外者宛名情報であ
	って規則で定めるもの
19 市長	生活に困窮医療保険給付関係情報
	する外国人であって規則で定める
	に対する生もの
	活保護法に障害者関係情報であっ
	準じて行うて規則で定めるもの
	保護の決定生活保護関係情報であ
	及び実施又って規則で定めるもの
	は徴収金の母子及び父子並びに寡
	徴収に關する婦福祉法による給付金
	る事務であの支給に関する情報であ
	って規則でって規則で定めるも
	定めるものの
	地方税関係情報であっ
	て規則で定めるもの
	母子保健法による養育
	医療の給付又は養育医
	療に要する費用の支給
	に関する情報であって
	規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報
	であって規則で定める
	もの
	特別児童扶養手当等の
	支給に関する法律によ
	る障害児福祉手当若し
	くは特別障害者手当又
	は昭和60年法律第34号
	附則第97条第1項の福
	祉手当の支給に関する
	情報であって規則で定
	めるもの
	児童手当関係情報であ
	って規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情
	報であって規則で定め

						るもの
						障害者の日常生活及び
						社会生活を総合的に支
						援するための法律によ
						る自立支援給付の支給
						に関する情報であつて
						規則で定めるもの
						住登外者宛名情報であ
						つて規則で定めるもの
別表第 3 (略)			別表第 3 (略)			

議第 8 1 号 瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

【制定趣旨】

利用実態に合わせ、開館時間の変更等を行うため、条文の整備を行う。

【改正内容】

閉館時間を午後 5 時30分から午後 5 時15分に変更すること及び桜寿荘の附属設備の利用区分を明確化するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新

旧

第 1 条～第 5 条 （略）
（開館時間）

第 6 条 老人憩いの家の開館時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができる。

第 7 条～第16条 （略）
別表（第12条関係）

区分			単位	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福寿荘	冷暖房設備	（略）	（略）	（略）
桜寿荘	冷暖房設備	（略）	（略）	（略）
		和室 2	1 時間あたり	100
		相談室	1 時間あたり	100

備考 冷暖房設備の利用料金を算定する場合に、1 時間未満の端数を生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。

第 1 条～第 5 条 （略）
（開館時間）

第 6 条 老人憩いの家の開館時間は、午前 8 時30分から午後 5 時30分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て変更することができる。

第 7 条～第16条 （略）
別表（第12条関係）

区分			単位	金額（円）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
福寿荘	冷暖房設備	（略）	（略）	（略）
桜寿荘	冷暖房設備	（略）	（略）	（略）
		和室 2	1 時間あたり	100

議第82号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の施行に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

保育所等の職員による虐待等の禁止行為に関する規定の整理及び地域限定保育士を保育士とみなすための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
○瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第1条） 第1条～第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第54条（略） ○瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条） 第1条～第9条（略） （職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 （1） 保育士（岐阜県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者 （2）～（10）（略） 4～5（略）	第1条～第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条～第54条（略） 第1条～第9条（略） （職員） 第10条（略） 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。 （1） 保育士 の資格を有する者 （2）～（10）（略） 4～5（略）

第11条　（略） （虐待等の禁止）	第11条　（略） （虐待等の禁止）
第12条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第12条の2～第22条　（略）	第12条の2～第22条　（略）

議第 8 3 号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正により、条文の整備を行う。

【改正内容】

地域限定保育士を保育士とみなすための規定の追加及び乳幼児健康診断の内容が重複している場合に保育所等の健康診断を省略可能とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧				
第 1 条～第11条 （略） （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第16条 （略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診断（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	第 1 条～第11条 （略） （虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第13条～第16条 （略） （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 （略） 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。				
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診断</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
3～4 （略） 第18条～第22条 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した	3～4 （略） 第18条～第22条 （略） （職員） 第23条 （略） 2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した				

保育士（岐阜県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）～（２）（略） ３（略） 第24条～第27条（略） （設備の基準） 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 （１）～（６）（略） （７）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア～イ（略） ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から<u>その一</u>に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ～ク（略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</u> ２～３（略） 第30条（略） （職員） 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）<u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託</u></u>	保育士 又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （１）～（２）（略） ３（略） 第24条～第27条（略） （設備の基準） 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 （１）～（６）（略） （７）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア～イ（略） ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から<u>その1</u>に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ～ク（略） （職員） 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 ２～３（略） 第30条（略） （職員） 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士 その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託</u>
---	--

する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2～3 (略) 第32条～第42条 (略) (設備の基準) 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア～イ (略) ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から<u>その一</u>に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ～ク (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（<u>岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2～3 (略) 第45条～第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（<u>岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託	する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2～3 (略) 第32条～第42条 (略) (設備の基準) 第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア～イ (略) ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から<u>その1</u>に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 エ～ク (略) (保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士_____、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2～3 (略) 第45条～第46条 (略) (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士_____その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託
--	--

する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2～3 （略） 第48条～第50条 （略）	する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2～3 （略） 第48条～第50条 （略）
--	--

議第 8 4 号 瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

【制定趣旨】

令和 8 年 4 月 1 日から開始される乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の設備及び運営の基準について、必要な事項を定める。

【制定内容】

目次、第 1 章（総則）、第 2 章（乳児等通園支援事業）、第 1 節（通則）、第 2 節（一般型乳児等通園支援事業）、第 3 節（余裕活用型乳児等通園支援事業）、第 3 章（雑則）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

議第 8 5 号 瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和 8 年 4 月から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を地域子育て支援センターで実施するため、条文の整備を行う。

【改正内容】

支援センターの事業に乳児等通園支援事業を加え、利用料について規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第 1 条～第 4 条 （略） （事業）	第 1 条～第 4 条 （略） （事業）
第 5 条 支援センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。 （１）～（７） （略） <u>（８） 児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）に関すること。</u>	第 5 条 支援センターにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。 （１）～（７） （略） <u>（８） （略）</u>
第 6 条～第 9 条 （略） <u>（乳児等通園支援事業利用料）</u>	第 6 条～第 9 条 （略）
第 9 条の 2 <u>前条の規定にかかわらず、市長は、乳児等通園支援事業を提供したときは、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児をいう。）の保護者又は扶養義務者から利用料を徴収する。</u>	
2 <u>前項の利用料の額は、別に定める。</u>	
3 <u>市長は、別に定めるところにより、利用料を減額し、又は免除することができる。</u>	
第 10 条～第 13 条 （略）	第 10 条～第 13 条 （略）

議第86号 瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪北部多目的研修集会施設の農産物加工調理室に冷暖房機器を整備したことに伴い、使用料を定めるため、別表の整備を行う。

【改正内容】

瑞浪北部多目的研修集会施設の農産物加工調理室の冷暖房の使用料を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新									旧								
本則 (略)									本則 (略)								
別表 (第10条関係)									別表 (第10条関係)								
使用料金表									使用料金表								
区分	使用料 (円)								区分	使用料 (円)							
	午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	延長 1時間 につき	冷暖房 1時間 につき		午前 9時 から 正午 まで	午後 1時 から 午後 5時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 5時 まで	午後 1時 から 午後 9時 まで	午前 9時 から 午後 9時 まで	延長 1時間 につき	冷暖房 1時間 につき
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
和室	800	1,000	1,200	1,600	2,000	2,700	400	300	和室	800	1,000	1,200	1,600	2,000	2,700	400	300
農産物加工 調理室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	1,000	農産物加工 調理室	1,400	1,900	1,900	3,000	3,400	4,700	700	—
備考									備考								
1 商業宣伝を目的として使用する場合及び入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料（冷暖房料を除く。）の額の2.0倍に相当する額を加算する。									商業宣伝を目的として使用する場合及び入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料（冷暖房料を除く。）の額の2.0倍に相当する額を加算する。								
2 冷暖房料及び延長料を算定する場合に、1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。																	

議第87号 瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

【制定趣旨】

駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第43号）の公布に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

駐車需要を生じさせる程度が大きいものとして特定用途に追加される共同住宅について、本市では従前どおりの基準を適用するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）	第1条（略） （建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）
第2条 法第3条第1項の規定に基づく駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物。以下同じ。）を新築又は増築しようとする者は、別表第1に定める基準に基づいた駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、全部を特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途のうち共同住宅を除くもの）をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。	第2条 法第3条第1項の規定に基づく駐車場整備地区（以下「整備地区」という。）において、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物。以下同じ。）を新築又は増築しようとする者は、別表第1に定める基準に基づいた駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、全部を特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途_____をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。
2 整備地区における特定部分（特定用途に供する部分_____をいう。以下同じ。）及び非特定部分（非特定用途に供する部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（以下「混合用途建築物」という。）は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前項の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計面積をその建築物の延べ面積とする。	2 整備地区における特定部分（ <u>法第20条第1項に規定する特定部分</u> をいう。以下同じ。）及び非特定用途に供する部分（以下「非特定部分」という_____。）を有する建築物（以下「混合用途建築物」という。）は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前項の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積との合計面積をその建築物の延べ面積とする。
第3条～第13条（略）	第3条～第13条（略）

議第88号 瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和6年能登半島地震において、宅内の給排水に係る指定業者の確保が困難な状況となり復旧が遅れたことを踏まえ、災害その他非常の場合に対応するために条文の整備を行う。

【改正内容】

災害その他非常の場合において、管理者が認めるときは、他の地方公共団体の長の指定を受けた者等が給水装置工事及び排水設備工事の実施を可能とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
○瑞浪市下水道条例の一部改正（第1条） 第1条～第7条（略） （排水設備等の工事の実施） 第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、<u>管理者又は管理者が定めるところにより</u> <u>指定した者（以下「指定業者」という。）の監理の下においてでなければ行ってはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2（略） 第9条～第19条（略） （占用） 第20条（略） 2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から瑞浪市道路占用料徴収条例（平成17年条例第14号）第2条の規定を準用し占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。 （1）～（3）（略） （4） 地方公共団体の行う事業で<u>地方公営企業法</u>第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件 第21条～第27条（略） ○瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部改正（第2条） 第1条～第6条（略） （排水設備の工事の実施） 第7条 排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、<u>管理者又は管理者</u>	第1条～第7条（略） （排水設備等の工事の実施） 第8条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、<u>管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「指定業者」という。）の監理の下においてでなければ行ってはならない。ただし、管理者において工事を実施するときはこの限りでない。</u> 2（略） 第9条～第19条（略） （占用） 第20条（略） 2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から瑞浪市道路占用料徴収条例（平成17年条例第14号）第2条の規定を準用し占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件についてはこの限りでない。 （1）～（3）（略） （4） 地方公共団体の行う事業で<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件</u> 第21条～第27条（略） 第1条～第6条（略） （排水設備の工事の実施） 第7条 排水設備の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。）は、<u>管理者が定めると</u>

が定めるところにより指定した排水設備工事業者でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	ころにより指定を受けた排水設備工事業者でなければ行ってはならない。
第8条～第16条（略）	第8条～第16条（略）
○瑞浪市水道事業給水条例の一部改正（第3条）	
第1条～第5条（略） （工事の施行）	第1条～第5条（略） （工事の施行）
第6条 前条第1項の規定により承認を受けた給水装置の新設等の<u>工事</u>は、<u>管理者又は管理者が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が施行する。</u><u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の地方公共団体の長等」という。）が給水装置の新設等の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第6条 前条第1項の規定により承認を受けた給水装置の新設等の<u>設計及び工事</u>は、<u>管理者が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が行う。</u><u>ただし、申込者による委託があったときは、管理者において当該工事を施行することができる。</u>
2 前項の規定により<u>指定工事事業者又は他の地方公共団体の長等が給水装置の新設等の工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び材料検査を受け、かつ、当該工事の完成後直ちに管理者の検査を受けなければならない。</u>	2 前項本文の規定により<u>指定工事事業者が工事の設計及び施行をする</u>場合は、あらかじめ管理者の設計審査及び材料検査を受け、かつ、当該工事の完成後直ちに管理者の検査を受けなければならない。
第7条～第37条（略）	第7条～第37条（略）

議第89号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことに伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

林野火災注意報及び林野火災警報の発令等について定め、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
目次	目次
第1章～第3章 (略)	第1章～第3章 (略)
<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>	<u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2～第29条の7）</u>
<u>第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）</u>	
第4章～第7章 (略)	第4章～第7章 (略)
附則	附則
第1条～第28条 (略)	第1条～第28条 (略)
（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第29条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
（1）～（6） (略)	（1）～（6） (略)
	<u>（7） 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
第29条の2～第29条の7 (略)	第29条の2～第29条の7 (略)
<u>第3章の3 林野火災の予防（林野火災に関する注意報）</u>	
<u>第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	
<u>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u>	
<u>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u>	
<u>（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）</u>	
<u>第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災</u>	

<u>の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u>	
第30条～第42条の2 (略) (屋外催しに係る防火管理)	第30条～第42条の2 (略) (屋外催しに係る防火管理)
第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条第1項</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略)	第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)～(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（<u>第45条</u>において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。 (4)～(6) (略) 2 (略)
第43条～第44条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)	第43条～第44条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)
第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（<u>たき火を含む。</u>） (2)～(6) (略)	第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____ (2)～(6) (略)
2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。	
第45条の2～第51条 (略)	第45条の2～第51条 (略)

議第 9 0 号 岐阜県市町村会館組合規約の変更について

【制定趣旨】

岐阜県市町村会館組合を解散するにあたり、条文の整備を行う。

【改正内容】

組合解散後の事務の承継について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第218条の2の規定による特別の定めを規約に追加するための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、岐阜県知事の許可のあった日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第 1 条～第11条 （略） （その他）	第 1 条～第11条 （略） （その他）
第12条 <u>組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u>	第12条 _____
2 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。	この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、組合の議会の議決を得て、組合長が定める。

議第 9 2 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

【制定趣旨】

岐阜県市町村会館組合が解散することに伴い、別表の整備を行う。

【改正内容】

岐阜県市町村職員退職手当組合を構成する団体から、岐阜県市町村会館組合を削るための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新	旧
本則 (略) 別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、 、岐阜県市町村職員退職手当組合、 羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合	本則 (略) 別表 美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、白川村、岐阜県地方競馬組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、大垣市・安八郡安八町東安中学校組合、南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合、西濃環境整備組合、不破消防組合、あすわ苑老人福祉施設事務組合、揖斐郡養基小学校養基保育所組合、揖斐川水防事務組合、揖斐郡消防組合、西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合、岐北衛生施設利用組合、中濃消防組合、可茂衛生施設利用組合、美濃加茂市富加町中学校組合、可茂消防事務組合、可茂公設地方卸売市場組合、可児川防災等ため池組合、可児市・御嵩町中学校組合、<u>岐阜県市町村会館組合</u>、岐阜県市町村職員退職手当組合、 羽島郡広域連合、揖斐広域連合、もとす広域連合

議第102号 市道路線の認定について

位置図



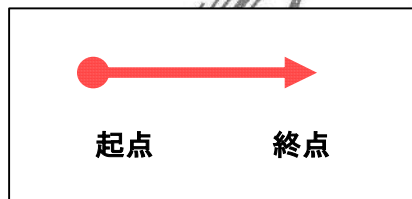
起点 明世町山野内字沼294番13地先
終点 明世町山野内字沼294番8地先

整理番号1700
沼線 L=46.0m

概要
開発区域内道路について市道認定
する。

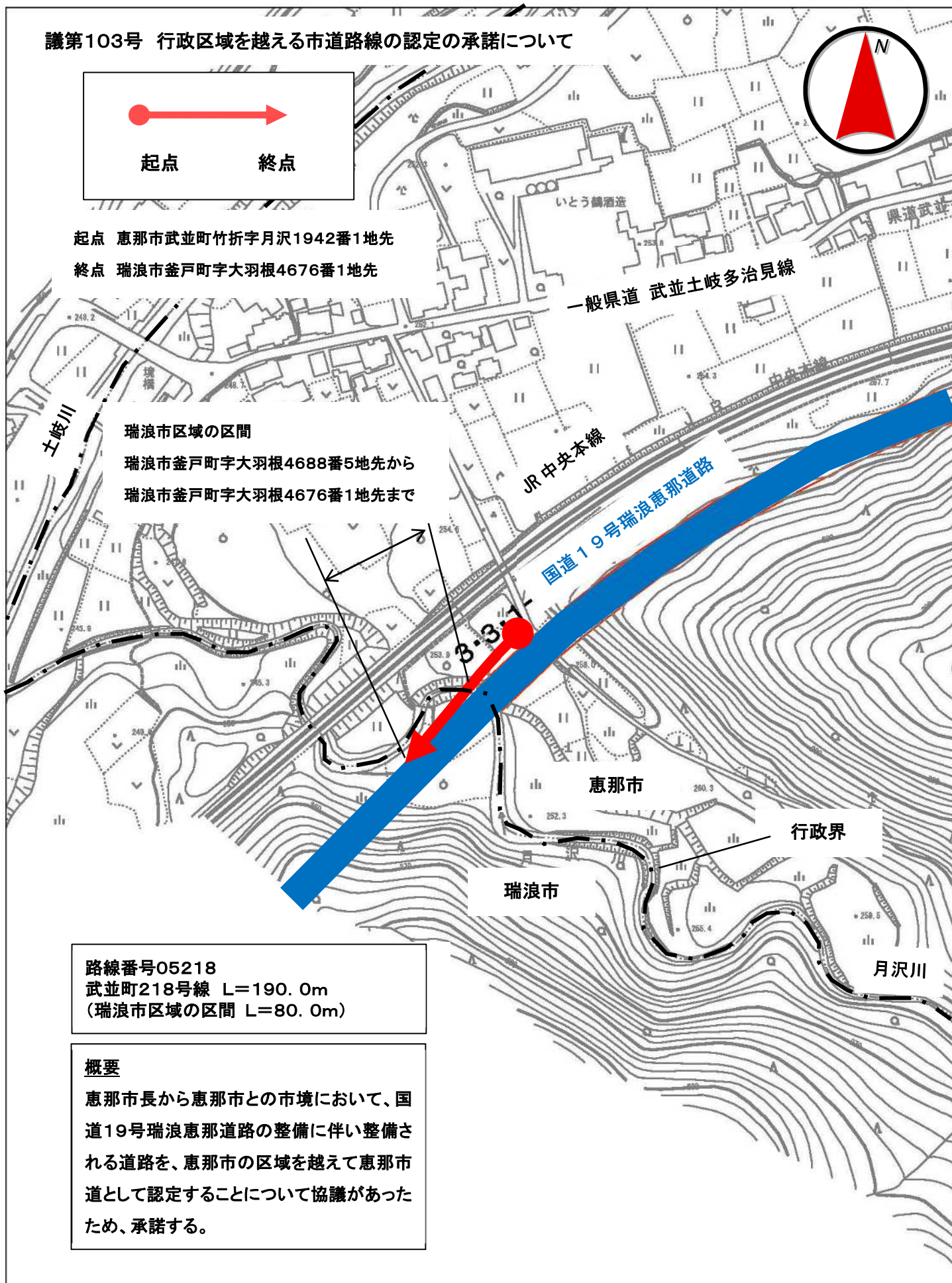


議第103号 行政区域を越える市道路線の認定の承諾について



起点 恵那市武並町竹折字月沢1942番1地先

終点 瑞浪市釜戸町字大羽根4676番1地先



瑞浪市区間の区間

瑞浪市釜戸町字大羽根4688番5地先から

瑞浪市釜戸町字大羽根4676番1地先まで

路線番号05218

武並町218号線 L=190.0m
(瑞浪市区間の区間 L=80.0m)

概要

恵那市長から恵那市との市境において、国道19号瑞浪恵那道路の整備に伴い整備される道路を、恵那市の区域を越えて恵那市道として認定することについて協議があったため、承諾する。

